

令和4年第1回

長与町議会定例会会議録

令和4年 3月 1日開会

令和4年 3月16日閉会

長与町議会

令和4年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年 3月 1日

本日の会議 令和4年 3月 1日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君

会議録署名議員

10番 岩永政則議員 11番 堤理志議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時53分

令和4年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月1日（火） ～ 3月16日（水） 16日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	1	火	9 : 3 0	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	2	水	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） （午前）岩永議員・八木議員 （午後）内村議員・金子議員 西岡議員
	3	木	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） （午前）堤議員・西田議員 （午後）河野議員・安部議員 中村議員
	4	金	9 : 3 0	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	8	火	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	9	水	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	10	木	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	11	金	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	12	土	—	休 会	
	13	日	—	休 会	
	14	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	15	火	9 : 3 0	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	16	水	9 : 3 0	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	10番	岩永政則 議員 ① 令和3年度重要施策の実行状況と今後の対応について ② 農業委員会の施政方針と農地行政の適正化について ③ 教育委員会の教育方針と主な施策の基本的な考え方について
2	1番	八木亮三 議員 ① 投票率アップのための取組について ② 三彩橋付近の護岸の亀裂の影響について
3	7番	内村博法 議員 ① 本町の地球温暖化防止活動について ② 学校のタブレット端末について
4	9番	金子恵 議員 ① 教育行政について
5	15番	西岡克之 議員 ① ごみ行政について ② 特定健診について
6	11番	堤理志 議員 ① まち・ひと・しごと創生総合戦略について
7	3番	西田健 議員 ① 町の将来を見据えたまちづくりについて
8	12番	河野龍二 議員 ① JR駅の業務縮小について ② 高齢者交通費・健康づくり助成事業について
9	6番	安部都 議員 ① 学校給食の無償化と有機栽培・オーガニック給食の導入について
10	5番	中村美穂 議員 ① イメージキャラクターミクンの活用について ② ギガスクール構想導入の現状について

令和4年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	報告1	長与小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
7	報告2	都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分の報告について	
8	1	令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて	
9	2	令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて	
10	3	長与町企業立地促進条例	
11	4	長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例	
12	5	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
13	6	長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例	
14	7	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	
15	8	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
16	9	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
17	10	町道路線の廃止について	
18	11	町道路線の認定について	
19	12	令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）	
20	13	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	

2 1	1 4	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
2 2	1 5	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
2 3	1 6	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
2 4	1 7	令和4年度長与町一般会計予算	
2 5	1 8	令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算	
2 6	1 9	令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算	
2 7	2 0	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	
2 8	2 1	令和4年度長与町介護保険特別会計予算	
2 9	2 2	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	
3 0	2 3	令和4年度長与町水道事業会計予算	
3 1	2 4	令和4年度長与町下水道事業会計予算	
3 2	2 5	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、先に御逝去された吉岡清彦議員を悼み、一言申し上げます。吉岡清彦議員は、平成3年4月、長与町議会議員となられ、8期連続30年以上の長きにわたり、住民の代表として本町の福祉の向上と町政の発展に寄与してこられました。長与町議会を代表いたしまして、ここに謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番岩永政則議員、11番堤理志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの16日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告でありますがお手元に配布したとおりであります。次に請願陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は要望1件で参考配布としております。

以上で議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。行政報告に先立ちましてお許しをいただき、私の方からも一言御挨拶申し上げます。先に御逝去された吉岡清彦議員に対しまして、謹んで哀悼の言葉を述べさせていただきます。吉岡議員は、平成3年の初当選以来、総務常任委員長や議会運営委員長を歴任され、また多年にわたり自治会長として地域のために御尽力をいただくなど、本町の発展に多大なる貢献をされております。議会の一般質問では、環境施策や健康寿命など、たくさんの御指摘をいただき、時には激しく、また時には温かな激励のお言葉もいただきました。私の初めての一般質問も吉岡議員であったわけでございます。地域の皆さんに愛されました、たくさんの方々から信頼されていた吉岡清彦議員に心から感謝の意を表し、安らかなる御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。そしてまた、ロシアがウクライナに侵攻するという事態が発生していますけれども、ウクライナの国民の安否が案ぜられる中、いち早い終息を願ってやまない

わけでございます。

さて、令和4年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても新年度の当初予算をはじめ、多くの議案をお願いいたしております。長期間になると思いますが、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは令和3年12月から令和4年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年でもございましたら各種会議など多くの行事が開催される時期でございましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止や延期、書面での開催となっております。主要な部分のみの御報告とさせていただきます。12月21日に高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省九州地方整備局へ要望を行っております。今後も本事業の早期完成へ向けて取り組んでまいります。1月に入りまして、9日には長与町消防出初式を執り行い、消防活動に功績をいただきました消防関係者の皆様へ表彰状及び感謝状の授与を行っております。また、10日には長与町成人式を執り行い、未来を担う新成人442名の新たな門出を祝っております。2月に入りまして、1日にリネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型電子機器等の再資源化に関する協定」を書面締結しております。本協定により御家庭で不要になったパソコンなどの小型家電が無料で処分できるなど、町民サービスの向上とともに再資源化の促進にも大きく寄与するものと期待をしております。1月26日から長与町におきましても、まん延防止等重点措置区域の指定となり、飲食店等に対して営業時間の短縮要請が出されております。現在の感染状況は一定落ちついてまいりましたが、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、医療関係者の皆様の御協力をいただきながら、新型コロナワクチンの3回目接種の推進など、計画的に進めてまいります。以上が、12月から2月にかけての行政報告でございます。

次に載せてあります5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針について町長の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本定例会におきまして、令和4年度当初予算をはじめ、各種の議案審議をお願いするに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。新型コロナウイルス感染症は、昨年も変異を繰り返しながら猛威を振るい、特に第5波となった8月から9月は長崎県で独自の緊急事態宣言が発令される事態となりました。その後は、ワクチン接種等の効果もあり新

規感染者ゼロの日が続いておりましたが、今年に入ってから感染力の強いオミクロン株により本町でも感染者が急激に増加し、1月26日から今月6日まで県下全域にまん延防止等重点措置が適用されております。議員各位をはじめ、町民の皆様には感染防止対策に御協力をいただき心から感謝を申し上げます。また医療や介護、福祉の現場などで日々奮闘されている皆様にも、深く敬意を表する次第でございます。こうした中、現在、本町では3回目のワクチン接種を進めております。接種を希望される方ができるだけ早く接種できるよう、ワクチンの確保や医療機関との調整などに全力を尽くしております。

さて我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続いております。政府におきましては、各種施策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことを期待しながらも、景気下振れリスクにも十分に注意しつつ足元の経済の下支えを図るとともに、感染が再拡大した場合にも国民の暮らしや雇用、事業を守り抜き、新しい資本主義を起動することで「成長と分配の好循環」の実現を目指すとしております。令和4年度の予算編成における基本的な方針では、ポストコロナの持続的な成長に繋げる4つの原動力として「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「地方の所得の引き上げ・日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」の4点を強力に推進していくことを掲げています。また長崎県におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により県民生活の経済、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。一方で、新型コロナウイルス感染症を機に、デジタル化の進展や地方分散化社会への加速など、生活様式やビジネス構造等の変革が進むなど、社会経済環境は大きくかつ急速に変化をしています。こうした中で、引き続き感染予防、拡大防止に力を注ぎつつ、県の最重要課題である人口減少対策を一層推進するとともに、本年秋の新幹線開業などの様々なプロジェクトの進展を県の活性化に結びつけていくとしております。本町におきましても、厳しいコロナ禍ではございますが、令和4年度をさらなる発展の契機とするべく新たな取り組みにも着手し、令和3年度からスタートしております第10次総合計画に基づき「子育て」「教育」「健康づくり」「遊び心」の4つの視点から、幸福度日本一の町を目指してまいります。先の議会におきまして、図書館と健康センターとの複合施設の建設について説明をさせていただきました。新たな町のにぎわいの創出に繋がる拠点づくりを目指し、それぞれの施設の機能や設備につきまして、複合化のメリットが十分に生かせるよう具体的な検討を進めております。また行政のデジタル化についても、喫緊の課題として早急な取り組みが求められております。国の「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」の方針を踏まえながら、町民の皆様の利便性の向上と業務の効率化を図るため、デジタル化の推進に取り組んでまいります。続きまして、財政運営に関する諸情勢でございます。国の財政状況を見ますと「令和4年度地方財政計画」で地方公共団体の歳入歳出総額を前年度比0.9%増の90兆5,900億円とし、そのうちの一般財源総額を前年度と同水準の62兆円を確保し、地方財政運営の安定化を図るとしております。本町におきま

しては、令和3年度の普通交付税は国勢調査人口減少の影響はあったものの、令和2年度より増加しており財政収支の増額に繋がりました。令和4年度につきましても同水準が確保されるものと見込んでおります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化は町民の日常生活や地域経済活動に影響を及ぼしており、町税収入の動向をはじめ、財政に与える影響を注視する必要があります。歳出におきましては、高田南土地区画整理事業の一括施工、公共施設の老朽化による維持・更新経費、少子高齢化施策の実施や医療・介護の社会保障給付に要する経費などのために、多額の財源を必要としております。特に令和4年度からは、いよいよ図書館を含む複合施設の建設に向けて動き出すことになり、より慎重な財政運営が必要となってまいります。このような状況を踏まえ、これまでの事業の在り方を根本から見直すことを中心に、DXの推進や協働、所属課の枠を越えた組織横断的な事業の実施など、将来を見据えた事業の構築を図り、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。今議会にて御審議いただく令和4年度一般会計当初予算の規模は140億2,533万3,000円、前年度比で2.1%の減でございます。

それでは令和4年度における主要事業等につきまして、所管ごとに御説明を申し上げます。まず総務部でございます。第5次長与町行政改革大綱実施計画に基づき、公文書管理システムを活用した公文書の電子化並びに電子決裁を推進し、ペーパーレス化による経費削減と事務の効率化を図ってまいります。また、さらなる自治体DX推進を図るため新たな課を設置し、推進計画の策定並びに定例業務を自動化するRPAを活用した事務の自動化や行政手続のオンライン化など、具現化に向けた取り組みを推進してまいります。契約管理部門におきましては、次世代社会を見据え、公用車に電気自動車の導入を図ってまいります。また、これまでも庁舎をはじめとする公共施設の電力調達に関する入札を実施し経常経費の削減を図ってまいりました。引き続き調達方法の見直し等による事務の効率化と経費削減に努めるとともに、普通財産につきましても低未利用地の売却を検討するなど、自主財源の確保を図りながら財政の健全化に努めてまいります。消防防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、第4分団消防車の更新のほか、消防用備品の整備、団員の処遇改善を図ってまいります。また、高田南土地区画整理事業地内における消防水利の設置を行い安全・安心なまちづくりの確立に努めてまいります。地域協働では安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や地区コミュニティの活動を引き続き支援し、活動に対する理解の醸成と加入参加の促進を図るため、広報紙やホームページのほかSNS等の各種媒体を活用した情報発信に努めてまいります。交通安全対策事業では、交通安全運動や参加体験型講習等を関係団体と連携して実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ってまいります。防犯対策事業では、警察や地域の見守りの皆様の御協力をいただき、犯罪を未然に防ぐまちづくりに努め、消費者行政では引き続き相談窓口を維持し、相談対応や悪質商法被害防止等に取り組んでまいります。広報広聴部門では長与町公式ホームページ、

公式SNSなどを活用しながら、正確で即時性のある情報発信に努めてまいります。

次に企画財政部でございます。まず、本町のまちづくりの基盤であり、地方創生総合戦略を包含した「長与町第10次総合計画」につきまして、数値目標やKPIを意識した実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施するなど、所管各課との連携により適切な進行管理に努めてまいります。これにより本計画の効果的な推進を図り、住みたい、住み続けたいと思っただけのような、魅力あるまちづくりを進め、定住の促進を図ってまいります。本町への移住に関しては、興味、関心がある方への情報発信や、県等との連携によるICTを活用したきめ細かな相談体制整備のほか、各種支援制度など移住を後押しする取り組みを進めてまいります。また、結婚を希望する方に対して、気楽に相談できる場や出会いの機会を提供するため、より効果的なイベントなどの開催や、関係機関、県内自治体と連携した広域的な取り組みの充実を図ってまいります。豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現も重要でございます。現行の男女共同参画計画は令和4年度が最終年度となりますので、女性の活躍推進、暴力の廃絶など、現下の社会情勢や本町の地域特性を踏まえ、次期計画を策定いたします。図書館と健康センターの複合施設の整備につきましては、基本となる計画を策定するとともに、設計業務に係る準備を進めてまいります。本町の財政状況は、町税につきましては令和3年度当初予算に比べ、一定回復はしているものの、社会保障関連経費、公共施設の更新経費は依然として拡大していることから、令和4年度当初予算の編成に当たりましては、物件費の抑制や事業の平準化などを実施しております。限られた予算の中で一層充実した行政サービスを実施するため、職員一人一人が創意工夫し、経費節減を図りながら、健全財政の堅持に努めてまいります。課税事務につきましては、町税が本町歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公正な課税に努めてまいります。なお、令和4年度におきましては、50cc以下の原動機付自転車のナンバープレートを、長与町イメージキャラクター「ミックン」をモチーフにした遊び心のある御当地ナンバーに変更することで、町民の郷土愛を育むとともに、町内外へ本町の魅力を発信してまいります。収納推進業務におきましては、多様化する町民のライフスタイルやニーズに応えるため、納付環境の向上に資する「スマートフォン決済」を導入しました。引き続き、法令に基づく専門的かつ効率的な業務を推進するとともに、滞納要因に着目した「生活再建型滞納整理」を推進することで、安定的な税収の確保に努めてまいります。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが健やかに生き生きと安心して暮らすことができるよう、子育て環境や住民福祉及び生活環境の充実と町民に寄り添ったサービスの向上に努めてまいります。住民窓口では、行政の基盤となる住民基本台帳、戸籍及びマイナンバー等における情報セキュリティ対策を徹底するとともに、丁寧で信頼される窓口サービスの提供に努めてまいります。各種証明書のコンビニ交付サービスやマイナポイント事業、健康保険証利用のほか、今後の行政手続のオンライン化を含めたデジ

タル社会への基盤となる「マイナンバーカード」の普及促進を図ります。地域の環境づくりにおきましては、長崎市、時津町とともに策定する地球温暖化対策実行計画の下、町民や事業者と連携を図りながらカーボンニュートラルを進め、持続可能な生活環境づくりを進めてまいります。廃棄物処理につきましては、地球温暖化対策にも繋がるごみの減量化や適正処理を、住民や各種団体等と協働で取り組み、長与・時津環境施設組合とも連携し、循環型社会の形成を推進することで、環境に優しい社会を目指します。次に子育て支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により人と集う機会が減り、子育てに孤立感を抱えている保護者が増加する中、身近にある児童館を乳幼児親子の遊びや交流の場づくりとして利用の促進を図るとともに、新たに高田児童館では、おひさまひろばと連携し、乳幼児向け講座をメインとした運営を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、保育所や放課後児童クラブ、病児保育などの子育て支援施設が、感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を助成いたします。また、コロナ禍で生活や家庭環境が変化したことに伴う児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するため、見守り強化事業を継続的に進めてまいります。母子事業では、新たに「産婦健康診査」に取り組んでまいります。妊産婦が安心して出産などができるよう、医療機関等との連携体制を整備するとともに、産後うつの予防や早期発見、新生児への虐待予防等を図るため、健康診査を無料で実施することで、産後の母子支援を強化してまいります。さらに、オンラインによる講座や相談なども開催し、児童に対する孤立感や負担感を和らげる体制づくりを拡充してまいります。新たに子どもの弱視対策として、3歳児健診時に視力検査と合わせて屈折検査の導入を図り、弱視の早期発見、早期治療への対策を進めてまいります。また、令和4年4月から時津町に新たに1か所、病児保育施設が開設されます。病児保育の対象年齢につきましても、長与町内では受け入れ年齢を小学校3年生まで拡大するよう体制を整えるなど、仕事と子育ての両立ができる取り組みの拡充を図り、子育て環境の整備に取り組んでまいります。高齢者福祉につきましては、超高齢社会においてニーズが多様化している中で、時代に即した効果的な事業を実施し、高齢者の外出の機会や健康づくりを支援してまいります。地域福祉につきましては、福祉施策の基盤である第3次地域福祉計画の初年度となり、これまでの取り組みに加えて、地域での複雑、複合的な課題に対応できるよう連携を強化するとともに、制度の枠に捉われず、一人一人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。障害者福祉につきましては、障害のある人もない人もどのような立場にある人も住み慣れた地域で共に暮らし、社会に参加していくことができるよう、理解促進と環境づくりに努めてまいります。

続きまして健康保険部でございます。感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を引き続き強化するとともに、令和3年12月から始まりましたワクチン追加接種につきましても、接種を望む町民が速やかに接種できるよう推進してまいります。健康づくりにつきましては、令和元年度における健康寿命は男女ともに本町が

県下でも最も高い状況にあります。すなわち、健康で長寿な高齢者が一番多い所が長与町でございます。これからも町民の皆様が、生涯にわたって心身ともに健康な暮らしを営めるよう「長与町健康のまち宣言」を柱とした健康づくり事業に町民総出で取り組んでまいります。その中でも5年目を迎える「健康ポイント事業」は、令和3年度までに累計で約2,400名が参加されており、健康づくりの裾野が着実に広がっております。また、1か月間にわたるウォーキングイベントを年に2回開催し、コロナ禍の中でも楽しめる、飽きのこない仕組みづくりを進めております。そのほか、健康ポイント事業の卒業者が永続して健康づくりに取り組めるよう、その受け皿として民間活用を進めてまいります。国民健康保険事業につきましては、医療費の増加による負担増に繋がらないよう、特に特定健診の受診率向上のためのPRの強化や、後発医療品の使用促進等に努めてまいります。介護保険事業につきましては、長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき「地域包括ケアシステムの深化・推進」「世代をこえた支え合いと一人ひとりの安心と生きがいづくりの推進」「適切な介護保険サービスの提供と質の向上」に取り組んでいるところでございます。高齢者の介護予防、健康づくりに関する事業を引き続き推進し、地域の中で活動する担い手の育成や確保に努めてまいります。生活支援体制整備事業におきましては、第1層協議体並びに生活支援コーディネーターを中心に、第2層協議体の設置をはじめ、住民相互の支え合い体制の早期構築、取り組み強化を図ってまいります。また高齢者人口の増加に伴い、認知症など日常生活に支援が必要な高齢者も増加傾向にあることから、成年後見制度の利用促進など、中核機関と連携し、高齢者の権利擁護支援に努めてまいります。

続きまして、建設産業部でございます。ふるさと長与応援寄附金事業では、本町の取り組み事業などを紹介しながら、返礼品となる地場産品のさらなる掘り起こしを実施し、全国の皆様に応援をしていただけるよう努めてまいります。農業振興では、本町の基幹作物であるミカンが産地間競争を勝ち抜くため、品質向上対策によるブランド化や優良品種への更新事業など継続した支援を行い、農家の所得向上に繋げてまいります。また、農産物直売所における、安心安全な農産物の充実に向けた畑作物拡大事業、有害鳥獣被害防止対策、スマート農業普及のための環境整備、耕作放棄地発生防止対策など、各種事業も継続して実施をしてまいります。次に林業関係では、継続事業でございます丸田谷、皆前地区や岡郷大迫地区の治山事業など、引き続き県当局の御指導を仰ぎ、山地防災の強化に向けて事業を進めてまいります。水産関係では、ナマコやカサゴなどの稚魚放流事業や藻場の再生、カキの養殖事業など、大村湾漁業協同組合など関係機関と連携し展開を図ってまいります。新たな取り組みといたしまして、農業体験、漁業体験などのグリーンツーリズムを推進し、本町の豊かな自然を活用し、生産者と体験者が直接交流する機会を設けることで、交流人口の拡大や農山村地域の活性化を図ってまいります。商工観光関係では、町内事業者の経営安定と販売力向上に向けた販路開拓支援事業や、新たな創業に向けた創業塾の開催、チャレンジショップへの取り組みなど、引き続き西

そのぎ商工会と連携し展開してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援やウィズコロナに対応した事業展開、そのほか企業立地、雇用促進に対する事業など、県や近隣市町の動向も見ながら、対策を図ってまいります。そのほか、中止が続いております長与川まつり、長与シーサイドマルシェでは、新型コロナウイルス感染症が落ちつきましたら、実行委員会と連携し町内外から多くの来場者でにぎわうイベントとして、交流人口の増加と町の活性化に繋げてまいります。次に建設関係ですが、町道に架設されております橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき、詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいります。また、町道の維持管理につきましても、安全な道路環境を維持するため、緊急性を考慮した計画的な舗装の補修、打ち替えなどを行ってまいります。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、土砂災害の危険から住民の安全を守るため、災害の未然防止、減災に向けた取り組みを進めてまいります。中尾城公園をはじめとする公園につきましては、親子で遊べる施設となるよう充実を図るほか、利用者のさらなる安全確保やライフサイクルコスト縮減に向け「長与町公園施設長寿命化計画」の改定を行ってまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕による維持管理コストの削減に努めてまいります。都市計画道路西高田線につきましては、幅員が狭小な高田踏切から和楽団地入口付近の道路拡幅工事、並びに工事施工区間から役場方面に向けての用地購入及び建物移転補償を進めております。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には大変御迷惑をお掛けしております。事業の早期完成に向けた残工事の一括施工が本格的に動き出しまして、本年度は3年目でございます。区域内では、令和7年3月末工事完成を目指して、大規模な土工事、道路工事、宅地造成工事等を進めております。今後も長崎県と緊密に連携し、一日も早い工事完成を目指して事業を進めてまいります。

続きまして、教育委員会でございます。「心を育む教育と文化の創造」のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。教育環境の充実といたしましては、令和3年度からの繰越工事として御承認いただいております長与第二中学校校舎屋上防水工事を進めてまいります。昨年8月の長雨による影響で雨漏りが生じたため、校舎屋上全体の防水工事となります。また、高田小学校校舎の外壁や洗切小学校の給水設備の改修工事により、安全で安心な学校施設の維持管理に努めるほか、学校トイレの洋式化、普通教室のLED照明化など、学校施設の機能性と快適性も向上しながら、教育環境の充実を図ってまいります。学校教育では、本格的に動き始めた「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒一人1台端末の利活用をさらに進めます。その効果を授業においても一層高めるため、全ての小中学校の普通教室に電子黒板を整備いたします。それに加え、AIドリルやオンライン学習などのICTを基盤とした先端技術等を効果的に用いることで、子どもの力を最大限に引き出す学びに向け、新しい学習指導要領に

示された「個別最適化した学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供等を行い、知識、技能、表現力、思考力、判断力などの定着に努めるとともに、Society 5.0 の時代を見据え、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力の習得などを推進します。加えて、児童生徒個々の教育的ニーズを把握し、自立的な生活や学習を支援する特別支援教育の充実も図っていきます。生涯学習では「出会い」「ふれあい」「学びあい」をモットーに、町民の皆様が主体的に生涯学習に取り組めるよう、各公民館等における講座の充実と自主グループ活動の育成、支援に努めながら、生涯学習のまちづくりを進めてまいります。また、生涯学習の拠点となる場所、長与町のシンボルとなる場所として、町民が誇れ、誰からも愛される新図書館づくりに取り組んでまいります。青少年の健全育成では、子どもたちの休日の居場所づくりとして、毎月1回土曜日に開催しております地域子ども教室のほか、家庭教育学級やメディア安全指導等の充実を図り、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成に取り組めます。文化芸術の振興では、引き続き、長与三彩関連遺構の発掘調査を行うと同時に、各種講座等を通じて文化財に関する理解と郷土愛の育成を図ります。スポーツの振興では、施設予約管理システムのオンライン化により、施設の予約や使用料の支払いにおける窓口での手続きをなくし、利用者の利便性の向上を図ります。また「遊び心のあるまちづくり」の一つとして、大村湾を活用した海洋スポーツの企画、推進に努めます。教育委員会では様々な取り組みを通じて、学校、家庭及び地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子どもたちの健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に水道局でございます。水道事業及び下水道事業につきましては、安定したサービスを提供するため、中長期計画等に基づいた事業の実施により、経営健全化、サービスの効率化等に取り組んでまいります。上水道の整備につきましては、重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおります。水道施設の整備におきましては、高田南土地区画整理事業の工事進捗に合わせた配水管の布設や、老朽化した配水管等の更新を行い、計画的な耐震化を図ってまいります。また、本町が予定しております第1浄水場の更新計画につきましては、水道事業の基盤強化を図る一環として、広域連携推進の観点から、本町と長崎市の1市1町で事業化に向けた協議を継続しており、将来の長与町の水事業を左右する正念場を迎えております。この新浄水場共同整備を推進することで、持続可能な水道事業の確立を目指したいと考えております。下水道の整備につきましては、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。下水道施設の整備として、長与浄化センターにおきましては、ストックマネジメント計画に基づいた施設の長寿命化を図るとともに、効率的、効果的な維持管理に努めてまいります。管路施設におきましても、ストックマネジメント計画に基づいた污水管渠やマンホールの修繕、更新に取り組めます。また、県及び市町等が連携し、持続可能な事業運営を確

保するための広域化、共同化の取り組みにつきましても推進をまいります。

大変長くなりましたが、以上が令和4年度の町政運営に対する基本姿勢及び重点施策、主要事業等でございます。町政運営におきましては、町民の幸せを確保し、拡充をして「幸福度日本一の町をつくる」という私の思いに変わりはありません。その実現性の柱となるものが「子育て」「教育」「健康づくり」そして「遊び心」でございます。私をはじめ、全職員一丸となって、この4本柱を軸に、活気と安らぎに満ちた持続可能な魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で、施政方針説明を終わります。

日程第6、報告1長与小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について、日程第7、報告2都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分の報告についての2件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告1と2につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆様おはようございます。報告1長与小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして、私の方から報告させていただきます。令和3年7月の第4回臨時会におきまして議決をいただきました長与小学校体育館改修工事請負契約につきまして、当初請負金額1億1,323万2,900円に426万1,400円を増額し、請負金額を1億1,749万4,300円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年1月5日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。今回の変更概要は、屋根防水改修工事における下地補強材の追加や、外壁改修工事における改修箇所増加に伴い、請負工事費に変更が生じたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは、報告2都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分につきまして、御報告をいたします。本報告は、令和3年7月の第4回臨時会におきまして議決をいただきました都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結につきまして、当初の協定金額9,892万2,000円に485万4,000円を増額し、協定金額を1億37

7万6,000円として協定変更の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年1月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要は、踏切前後の舗装や排水施設等の道路施設につきまして、工程上、踏切拡幅工事に併せて施行することとしたため、受託工事費に変更が生じたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、議案第1号令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、日程第9、議案第2号令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第1号及び第2号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第1号令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。第11号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として本町で緊急に実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月27日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことにつきまして、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,231万円を追加し、補正後の総額を161億8,675万円といたしたところでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしました。15款2項県補助金は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金及び同事務費補助金を計上いたしております。次に3ページをお開きください。歳出の7款商工費に、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給に伴う経費を計上いたしております。本協力金は、1月28日から2月13日までの17日間、長崎県より飲食店等に要請のあった営業時間の短縮について、御協力をいただきました長与町内の飲食店等に対して、一定の要件の下に協力金を支給するものでございます。協力金の額は国の規定に基づき、店舗の事業規模や売上高等に応じて算定し、1店舗当たり1日につき3万円から最大で20万円となっております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照を願います。

続きまして、議案第2号令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることにつきまして。本議案は、議案第1号と同じく長崎県による営業時間短縮要請が、2月14日から3月6日までの21日間延長されたことに伴う同協力金

の追加補正でございます。県の補正予算が2月10日に専決処分されたことを受け、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,226万5,000円を追加し、補正後の総額を162億3,901万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入の15款2項県補助金は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金及び同事務費補助金を計上いたしました。18款2項基金繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金を計上いたしております。次に3ページをお開きください。歳出の7款商工費に、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給に伴う経費を計上いたしております。協力金の内容は第11号の補正予算と同様でございます。4ページの第2表繰越明許費補正では、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第5期）における繰越額の設定をお願いいたしておるところでございます。これは今回の延長に伴う協力金の申請期間が翌年度の4月20日までであることから設定する必要があったものであり、また今年度中の支出額を見込むことが極めて困難であることから、予算の全額を繰越限度額とさせていただきます。以上が、補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。以上が、議案第1号及び第2号の提案理由でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時27分～10時40分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第3号長与町企業立地促進助成条例から日程第18、議案第11号町道路線の認定についてまでの9件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第3号から第11号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第3号長与町企業立地促進助成条例につきまして、本議案は、町内における企業立地や雇用の拡大を促進し、経済の活性化と町民生活の資質の向上を図ることを目的に、新たに事業を開始する事業者に対し、助成金を交付するための必要な事項につきまして定める条例を制定するものでございます。第1条では本条例の目的につきまして。第2条ではこの条例において掲げる用語の意義について規定をしております。第3条第1項では助成金の種類を建物等賃借助成金と雇用促進助成金

の2種類とし、第2項ではそれぞれの助成金の額などを別表において定めており、第4条では助成金の交付の対象となる業種を規定しておるところでございます。第5条では助成金を受けようとする事業者の指定に係る要件につきまして。第6条第1項では助成金の交付決定を、第2項では長与町工場等設置奨励条例に定める奨励金との併給ができないことを規定しております。第7条では申請の内容に変更が生じた場合の届け出について。第8条では指定事業者が地位の継承を行った場合の届け出について規定しております。第9条では第5条に掲げた指定の要件を欠くことになった場合や操業開始後3年以内に事業の休止、もしくは廃止の状態になった場合などの指定の取り消しや交付の停止等について規定しております。第10条では指定事業者に対する調査や報告を求めることにつきまして。第11条では委任について規定をしております。なお、附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、国もしくは他の地方公共団体との人事交流において採用される職員、または転任を命じられた職員が、住居の移転を伴い赴任する場合における旅費を支給するため所要の改正を行うものがございます。主な改正内容につきまして御説明を申し上げます。第7条では特殊旅費の種類の中に移転料、着後手当、扶養親族移転料を新たに追加しております。第20条では移転料について定め、家財道具等の移転に要する費用につきまして別表第2に基づいて支給するものとしております。同条第1項第1号では扶養親族とともに赴任した場合、第2号では単身で赴任した場合、第3号では赴任後1年以内に扶養親族が移転した場合について規定をしております。第21条着後手当につきましては、新しい居住地に到着してからの日当及び宿泊料の定額5日分を手当として支給するものとしておるところでございます。第22条扶養親族移転料では、赴任に伴う扶養親族の移転につきまして年齢に応じて支給するものとしております。第23条遺族の旅費では、第1項第2号におきまして職員が赴任中に死亡した場合に遺族へ旅費を支給することについて規定をしております。なお、附則につきましては施行期日を公布の日からとし、令和4年4月1日以降に採用される職員につきましては、4月1日前の赴任に伴う移転について適用するものとしておるところでございます。

続きまして、議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、地方税法の一部改正に伴い未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する等の措置を行う必要があるため、所要の改正を行うものがございます。第5条の2、第21条、第13条第1項、第21条の2の改正規定のうち、条項の変更に係るもの並びに附則第2項、第3項、第4項、第6項、第10項及び第12項から第16項までの改正につきましては、地方税法の改正及び本条例第21条第2項の追加に伴う文言と引用条項の変更でございます。第21条第2項の追加につきましては、未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割の減額措置につきまして、その減額する金額を定めるもの等でございます。そのほかの条項の改

正につきましては、語句の修正等により規定の明確化を行うものでございます。なお、附則につきましては、第1項は本条例の施行期日について定めるもの。第2項は適用区分を令和4年度以降の年度分の国民健康保険税と定めるものでございます。

続きまして、議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、本議案につきましては大きな改正点は2点ございます。まず1点目が急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の割合につきまして、地元負担の軽減を図るため改正を行うものでございます。もう1点が国庫補助事業の対象とならない山地災害に対応するために、県の補助金を活用した自然災害防止事業（補助営）を新規事業として町が行う際の分担金の額等について新たに定めるものでございます。それぞれの分担金の額につきましては、急傾斜地崩壊対策事業につきましては事業費総額に5%及び10%を乗じた額から事業費総額の5%に相当する額、または75万円に工事施工延長1メートルにつき1万円を加算した額のいずれか低い額に改め、自然災害防止事業（補助営）につきましては事業費総額の25%に相当する額とし、1か所の事業費が450万円を超える分につきましては100%に相当する額としております。なお、附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、高齢者に関するニーズが多様化している中、高齢者の外出の機会や健康づくりを支援することを目的として、現在70歳以上の高齢者を対象にバス利用券、タクシー利用券、または健康づくり助成金のいずれかを1,500円分交付しているものを2,500円分に拡充することに伴い、77歳の5,000円を廃止し、100歳を8万円から5万円に改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、長与町下水道事業における事業計画の変更を行うに際し、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第3条第6項及び第7項におきまして、排水人口及び排水区域面積の変更を行い、第7条中の地方自治法の引用を改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇改善を図ることを目的として、地方自治法第203条の2第1項及び第3項の規定に基づく非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められ、新たな報酬の創設及び標準的な報酬額等が示されました。本議案は、当該基準を基に本町の消防団員の処遇改善を図り、さらには今後の団員確保に資することを目的として、消防団員の報酬等について所要の改正を行うものでございます。改正内容として、第1条では本条例の趣旨を規定し、第2条第1項では報酬の種別及び階級別の報酬額を規定しております。

現行の報酬の名称を年額報酬に改め、出勤手当を費用弁償から報酬に見直し、その名称を出動報酬として創設しております。また災害に関する出動報酬の額は7時間45分当たり8,000円を標準とすることから出動時間の区分に応じた額を規定しております。現行の第3条を第4条に繰り下げ、新たに第3条として費用弁償に係る規定を加えております。なお附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第10号町道路線の廃止につきまして、本議案は、道路法第10条第3項の規定により町道路線の廃止をお願いするものでございます。議案のあとに参考資料として、町道廃止路線一覧、廃止路線平面図を添付しております。図面には、起点を○(マル)、終点を△(サンカク)で表示しておりますのでご参照ください。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定を行うため現町道を廃止する町道路線487の高田越笠山線、町道路線1143の高田越中央線、路線番号5010の区画道路26号線、路線番号5011の区画道路30号線、路線番号5012の区画道路31号線、路線道路5013の区画道路32号線、路線番号5014の区画道路33号線、路線番号5015の区画道路34号線、路線番号5016の区画道路35号線、路線道路5017の区画道路36号線、路線番号5021の区画道路51号線、路線番号5039の特殊道路113号線の12路線でございます。

続きまして、議案第11号町道路線の認定につきまして、本議案は、道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。議案のあとに参考資料として町道認定路線一覧、認定路線平面図を添付しております。図面には起点を○(マル)、終点を△(サンカク)で表示しておりますので御参照ください。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定をする路線番号1159の高田南26号線、路線番号1160の高田南30号線、路線番号1161の高田南31号線、路線番号1162の高田南32号線、路線番号1163の高田南33号線、路線番号1164の高田南34号線、路線番号1165の高田南35号線、路線番号1166の高田南36号線、路線番号1170の高田南51号線、路線番号1187の高田越中央線、路線番号1252の高田南113号線の11路線であります。以上が議案第3号から議案第11号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

日程第19、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)から日程第23、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、ただいま一括提案となりました議案第12号から第16号につきまして提

案理由を申し上げます。はじめに議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,634万1,000円を減額して、補正後の総額を16億9,267万4,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款町税では、決算見込みにより、町民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税を増額計上しております。2款地方譲与税は、森林環境譲与税を算定基礎の変更に伴い減額計上。6款法人事業税交付金は12月までの収入額により増額計上しております。9款地方特例交付金は地方特例交付金を額の確定により増額。また新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を決算見込みにより減額計上しました。10款地方交付税は普通交付税の再算定による追加交付分を計上しております。12款分担金及び負担金では、農地災害復旧費地元分担金を増額計上しました。13款使用料及び手数料では、決算見込みにより各施設の使用料を減額計上。14款国庫支出金では、決算見込みにより児童手当負担金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金を減額計上。また新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び国の補正予算に伴う道路橋りょう費補助金、都市計画費補助金を増額計上しております。3ページをお開きください。15款県支出金では、保育対策総合支援事業費補助金を計上。また、額の確定及び決算見込みにより後期高齢者医療保険基盤安定負担金を増額、子育てのための施設等利用給付交付金を減額計上しております。16款財産収入では土地貸付収入及び財政調整基金をはじめとする基金運用収入を計上。18款繰入金では財政調整基金繰入金、防災基金繰入金を減額計上しております。19款繰越金では令和2年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。20款諸収入では過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金を増額計上しております。21款町債では事業費の変動に伴う充当起債の増減額を計上。また、公園施設長寿命化事業充当起債、災害復旧事業充当起債を新たに計上しております。

続いて4ページからの歳出の主なものを御説明申し上げます。1款議会費では費用弁償を減額。2款総務費では減債基金積立金及び電算システム運用開発委託料を増額計上しました。3款民生費では低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童手当、子育てのための施設等利用給付費を減額計上、また、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金を新たに計上しております。4款衛生費では新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費を増額及び健康診査委託料を減額しております。5款労働費では、再任用職員の配置に伴い施設長に係る人件費を減額。6款農林水産業費では、同様に再任用職員配置による施設長に係る人件費を減額しております。7款商工費では、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金及び長与川まつり補助金を減額計上しております。5ページをお開きください。8款土木費では、町道等維持補修工事費、橋りょう維持補修工事費、西彼中央土地開発公社が保有しております高田南土地区画整

理事業に係る用地の購入費、公園施設の長寿命化対策工事費を増額、また、土地区画整理事業特別会計繰出金を減額計上しております。9款消防費では、広域消防事業負担金及び浜田出張所経費分担金を増額計上しております。10款教育費では教育振興基金への積立金を計上、また町民文化ホール改修工事費を減額計上しております。12款公債費では、元金償還金及び利子を最終見込みにより計上。13款諸支出金では土地開発基金への積立金を計上しております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正では、2款総務費1項総務管理費の転出転入手続きワンストップ事業、以下10件につきまして、繰越額の設定をお願いいたしておるところでございます。8、9ページをお開きください。第3表地方債補正では、道路橋りょう事業以下7件につきましては限度額の変更を、公園施設長寿命化事業以下2件につきましては限度額の追加をお願いしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第13号令と3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,364万2,000円を追加し、補正後の総額を42億7,468万1,000円とするものでございます。補正の内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の3款県支出金1項県補助金は、普通交付金の増額見込みにより1億988万円を増額計上しております。4款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金利子9,000円を増額計上しております。5款繰入金1項他会計繰入金は222万円を減額計上しております。保険基盤安定繰入金の確定及び事務費等繰入金及び出産育児一時金繰入金等の見込額によるものでございます。8款国庫支出金1項国庫補助金は、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの支援事業及び新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免に対する国庫補助として、597万3,000円を増額計上しております。

次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款保険給付費1項療養費は、被保険者の診療に係る費用額の増加により9,786万7,000円を増額計上しております。同じく2項高額療養費につきましては1,201万3,000円を増額計上しております。4項出産育児諸費につきましては、出産見込み件数の減少により168万円を減額計上しております。5款1項基金積立金は、財政調整基金への積み立てとして1億870万6,000円を増額計上しております。8款予備費の減額につきましては収支の調整でございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第14号令と3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を追加し、補正後の総額を5億6,491万

1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の3款繰入金1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により164万5,000円を増額計上しております。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定により164万5,000円を増額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ602万2,000円を追加し、補正後の総額を31億806万1,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ22万円を減額し、補正後の総額を3,137万円とするものでございます。補正の内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、6款財産収入1項財産運用収入は介護給付費準備基金の預金利息でございます。7款繰入金2項基金繰入金は、介護サービス事業勘定収入におきまして要支援者及び事業対象者の件数が見込みに対して伸びなかったことにより歳入の不足が生じたため、保険事業勘定に基金の繰り入れを行い、介護サービス事業勘定への繰り出しを行うものでございます。

続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。4款基金積立金1項基金積立金は、今回の歳入であります介護給付費準備基金の預金利息を基金へ積み立てるものでございます。6款諸支出金2項繰出金は、介護サービス事業勘定収入が見込みに対して伸びなかったことによる補填のための繰出金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入について御説明を申し上げます。4ページをお開きください。1款サービス収入1項介護予防給付費収入は、要支援者のケアプラン作成及びケアマネジメント件数の減少により、介護予防サービス計画費並びに介護予防ケアマネジメント費が当初見込みより収入が見込めないため、減額補正を行うものでございます。4款繰入金1項保険事業勘定繰入金は、介護予防サービス計画費収入、介護予防ケアマネジメント費収入の減額分へ補填を行うための繰入金でございます。

続きまして歳出について御説明を申し上げます。5ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費及び2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援者及び事業対象者のケアプラン作成並びにケアマネジメント作成委託件数の減少見込みによる減額補正でございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。とっております。

続きまして、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4億130万円を減額して、補正後の総額

を12億9,243万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。まず歳入でございます。1款1項国庫補助金を1億5,715万2,000円、2款1項県補助金を3,142万7,000円増額、3款1項一般会計繰入金を5億9,769万6,000円減額いたします。主な内容としては、国庫補助金の追加内示及び補正予算に伴う歳入予算の増額でございます。4款1項繰越金489万9,000円は、前年度決算に伴う繰越金を計上しております。5款2項保留地処分金291万8,000円は、高田南土地地区画整理事業における保留地の売却実績に応じた増額でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を4億130万円減額いたします。主な内容といたしましては、一括施工の年度割の変更に伴い、高田南土地地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料を減額するものでございます。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として、高田南土地地区画整理事業の事業費8億790万円を計上しております。主な内容としては、高田南土地地区画整理事業の一括施工につきまして、令和3年度分の事業費を令和4年度に繰越すものでございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上が議案第12号から第16号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第24、議案第17号令和4年度長与町一般会計予算から日程第31、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第17号から第24号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに、議案第17号令和4年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和4年度一般会計予算の総額を140億2,533万3,000円としております。この予算規模は、令和3年度に比べ2億9,779万9,000円、率にして約2.1%の減となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明申し上げます。歳入の1款町税は44億4,791万3,000円を計上しました。前年度比1億9,162万4,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響は残ると見込まれるものの、令和3年度限りであった固定資産税の特例措置がなくなるのが主な要因でございます。2款地方譲与税から7款地方消費税交付金までは、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。3ページをお開きください。8款環境性能割交付金から11款交通安全対

策特別交付金までは、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。12款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料など1億6,835万8,000円を計上しております。13款使用料及び手数料では、児童福祉使用料、住宅使用料、スポーツ施設使用料やごみ収集手数料などを合わせて1億6,933万5,000円を計上しております。14款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金などに加え、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。22億4,533万9,000円、前年度比1億1,210万2,000円の減額でございます。15款県支出金は、参議院議員通常選挙、長崎県議会議員一般選挙に係る事務委託金など11億9,059万5,000円を計上。前年度比2,859万円の増額でございます。4ページをお開きください。16款財産収入でございます。701万4,000円を計上しております。前年度比200万円の増額は北陽台用地に係る土地貸付収入の増額によるものでございます。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を1億円と見込んで計上しております。18款繰入金は1項特別会計繰入金のほか、2項基金繰入金における財源調整としての財政調整基金及び減債基金からの繰り入れと、特定目的基金からの繰り入れを合わせて13億6,088万1,000円を計上しております。前年度とほぼ同水準の計上となっております。19款繰越金は前年度同額の5,000万円を計上。20款諸収入は1億8,171万6,000円を計上、前年度比5,090万7,000円の増額となっております。これは長与町水道局からの舗装補修工事負担金が主な要因でございます。21款町債は12億7,750万円を計上、前年度比5億7,930万円の減額となっており、都市計画事業債及び臨時財政対策債の減額が主な要因でございます。

次に5ページからの歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。まず1款議会費は1億3,799万2,000円を計上、前年度比76万5,000円の減額となっております。2款総務費は14億7,879万6,000円を計上、前年度比1億1,924万2,000円の増額となっております。これは1項総務管理費の電算システム運用開発委託料及び長与町ふれあいセンターにおける改修工事費の増額が主な要因でございます。また1項総務管理費に（仮称）図書館・健康センター複合施設整備費を13目として新設の上、計上しております。3款民生費は57億1,859万1,000円を計上、前年度比1億430万2,000円の増額となっております。これは1項社会福祉費の自立支援給付費の増額が主な要因であります。4款衛生費は13億5,425万2,000円を計上、前年度比2,236万8,000円の増額となっております。これは清掃費のごみ処理費、3項下水道費の下水道施設事業費負担金の増額が主な要因であります。5款労働費は3,807万6,000円で、前年度比261万円の減額、これは働く婦人の家における改修工事費の減額が主な要因でございます。6款農林水産業費は2億1,618万円で、前年度比1,917万6,000円の増額でございます。これは1項農業費の水利施設等保全高度化事業補助金の増額が主な原因でございます。6ページをお開

きください。7款商工費は7,826万6,000円で、前年度比1億2,342万9,000円の減額でございます。これは長与町事業継続支援金及び長与町工場等設置奨励金の減額が主な要因でございます。8款土木費は20億3,897万3,000円で、前年度比2億7,007万8,000円の減額でございます。これは5項都市計画費の土地区画整理事業特別会計繰出金及び西高田線街路事業費の減額が主な要因でございます。9款消防費は4億1,137万2,000円で、前年度比3,151万8,000円の増額となっております。これは広域消防事業負担金及び防火水槽建設工事費の増額が主な要因でございます。10款教育費は11億3,592万8,000円で、前年度比2億40万7,000円の減額となっております。これは2項小学校費の長与小学校体育館改修工事費及び6項社会教育費の町民文化ホール改修工事費の減額が主な要因でございます。11款災害復旧費は2,008万円を計上しております。近年頻発しております災害を考慮し、前年度比449万5,000円の増額となっております。7ページをお開きください。12款公債費は13億7,182万6,000円の計上で、前年度比342万5,000円の減額でございます。13款諸支出金は500万1,000円で、土地開発基金への積立金を計上しております。前年度比181万4,000円の増額となっております。14款予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお開きください。第2表地方債では、農村地域防災減災事業以下12件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、当初予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第18号令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和4年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ688万3,000円とするものでございます。この予算額は前年度より22万4,000円、3.4%の増額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金借入れの最高額は500万円と定めております。それでは歳入につきまして説明いたします。2ページをお開きください。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料1項使用料688万円を計上しております。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は678万2,000円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものでございます。2項繰出金は存目としております。2款予備費は10万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和4年度予算の総額は

歳入歳出それぞれ41億2,133万9,000円としております。この予算額は前年度と比較して1億7,855万3,000円、4.5%の増額となっております。内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算により御説明を申し上げます。歳入の1款国民健康保険税は7億5,795万6,000円を計上しております。2款使用料及び手数料は督促手数料として50万円を計上しております。3款県支出金1項県補助金は、保険給付費の財源及び事業費補助として県から交付されるもので、31億2,026万9,000円を計上しております。4款財産収入は存目計上です。5款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2億3,840万4,000円を計上しております。6款繰越金は存目計上です。7款諸収入は、延滞金等に係る収入として420万8,000円を計上しております。

次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、国民健康保険事業の一般事務や国民保険税の賦課、徴収に係る経費として2,631万6,000円を計上しております。2款保険給付費は、被保険者の診療等における給付に係る費用で30億7,745万円を計上しております。3款国民健康保険事業費納付金は、都道府県単位での国民健康保険財政運営のため長崎県へ納付するもので、9億3,420万8,000円を計上しております。4款保健事業費は、被保険者の疾病予防や特定健診及び特定保健指導の実施に係る経費として6,524万1,000円を計上しております。5款基金積立金は存目計上でございます。6款公債費は100万円を計上しております。7款諸支出金は、過年度の県支出金の精算金等として712万3,000円を計上しております。4ページをお開きください。8款予備費は1,000万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第20号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和4年度予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,025万4,000円としております。この予算額は前年度比と比較して4,792万3,000円、率にして8.5%の増となっております。内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算により御説明を申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料は4億9,543万2,000円を計上しております。2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万2,000円を計上しております。3款繰入金は、一般会計からの繰入金として1億1,378万4,000円を計上しております。4款繰越金は存目計上でございます。5款諸収入は、償還金及び還付加算金等として100万5,000円を計上しておるところでございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療の一般事務や後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費として463万5,000円を計上しております。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び被保険者から徴収した保険料等を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付

するもので6億361万8,000円を計上しております。3款諸支出金は、償還金及び還付加算金等として100万1,000円を計上しております。4款予備費は100万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

続きまして、議案第21号令和4年度長与町介護保険特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和4年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億2,193万7,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,151万2,000円としております。この予算規模は前年度と比較して、保険事業勘定が1,926万2,000円、率にして0.7%の増、介護サービス事業勘定が37万5,000円、率にして1.2%の増となっております。

それでは歳入歳出につきまして保険事業勘定から御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。保健事業勘定の歳入でございますが、1款保険料では第1号被保険者の保険料7億842万5,000円を計上しております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金は介護給付費負担金4億9,814万5,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金1億2,165万円を計上しております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金7億4,894万6,000円を計上しております。5款県支出金1項県負担金は介護給付費負担金3億5,783万6,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,286万9,000円を計上しております。6款財産収入は存目計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金4億4,137万円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として260万3,000円をそれぞれ計上しております。8款繰越金は1,000万円を計上しております。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子につきましては存目計上でございます。3項雑入につきましては第三者納付金、返納金及び雑入1万6,000円を計上しております。

次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は1,103万5,000円を計上しております。2項徴収費は納付書郵送による経費のほか、コンビニ収納手数料等を含め283万1,000円、3項介護認定審査会費は、認定審査会及び認定調査に係る経費など3,377万9,000円を計上しております。4項趣旨普及費は介護保険資料作成として34万7,000円、5項介護保険運営協議会費は、運営協議会開催経費など92万2,000円を計上しております。2款保険給付費は、要支援及び要介護認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費で26億3,379万6,000円を計上しております。3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,008万円、2項一般介護予防事業費2,000万2,000円、3項包括的支援事業・任意事業費7,979万1,000

0円をそれぞれ計上しておるところでございます。4款基金積立金は介護給付費準備基金積立金、5款公債費は一時借入金利子を計上しております。6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金として71万1,000円を、2項繰出金は介護サービス事業勘定並びに一般会計繰出金として834万2,000円を計上しておるところでございます。7款予備費は1,000万円を計上しております。

次に介護サービス事業勘定につきまして御説明を申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入として、2,890万7,000円を計上しております。2款繰越金及び3款諸収入につきましては存目で計上しております。4款繰入金は、保険事業勘定からの繰入金で260万3,000円を計上しております。

次に歳出について御説明を申し上げます。5ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など、2,883万1,000円を計上しております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料268万1,000円を計上しております。6ページをお開きください。第2表債務負担行為では、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務につきまして、期間及び限度額を定めております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和4年度の予算総額を歳入歳出それぞれ12億2,513万8,000円として、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。歳入歳出予算の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算により御説明を申し上げます。歳入につきまして、1款1項国庫補助金を1億8,282万7,000円、2款1項県補助金を3,756万5,000円、3款1項一般会計繰入金を10億274万2,000円、4款1項繰越金を200万円、それぞれ計上をしております。次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を12億253万4,000円計上しております。主な内容といたしましては、高田南地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料でございます。2款1項公債費では、起債償還金として2,060万4,000円を計上しております。最後に3款1項予備費として200万円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思いますと思っております。

続きまして、議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条（業務の予定量）としまして、令和4年度末給水戸数を1万5,987戸、年間総給水量を372万9,741立方メートル、一日平均給

水量を1万218立方メートルと見込んでおり、また主要な建設改良事業の事業費として7,000万円を計上しております。第3条（収益的収入及び支出の予定額）としまして、収入では第1款水道事業収益8億1,902万3,000円を見込んでおります。主なものとして、営業収益の7億4,744万3,000円、内訳として、上水道給水収益7億1,103万9,000円が主なものでございます。営業外収益は7,157万円、内訳として、長期前受金戻入7,140万9,000円が主なものでございます。そのほか特別利益を計上しております。支出では、第1款水道事業費用7億2,773万6,000円を計上しております。主なものとしたしまして、営業費用の6億9,521万5,000円でございます。主な内訳としたしまして、水道施設等の維持管理等に要する費用として、原水及び浄水費で2億5,874万3,000円、配水及び給水費で8,389万5,000円、また減価償却費として2億3,074万5,000円などを計上しております。営業外費用では3,143万1,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか特別損失、予備費を計上しております。第4条（資本的収入及び支出）の予定額としまして、収入では、第1款資本的収入2億1,737万5,000円を見込んでおります。これは企業債1億5,000万円と工事負担金などの負担金6,737万5,000円でございます。支出では、第1款資本的支出3億4,643万5,000円を計上しております。主なものは、道ノ尾自由ヶ丘団地水道施設整備工事及び高田地区（高田南）配水管布設工事などの建設改良費3億648万6,000円及び企業債償還金3,794万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,906万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,026万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億879万6,000円で補填する予定でございます。2ページをお開きください。第5条（企業債）につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で1億5,000万円の起債を予定しております。第6条（一時借入金）につきましては借入限度額を3億円としております。第7条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第8条（議会の議決を経なければ運用することのできない経費）につきましては、職員給与費9,233万9,000円及び交際費9万9,000円を予定しております。第9条（たな卸資産購入限度額）につきましては608万3,000円を予定いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。御座います。

続きまして、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。まず予算書の1ページをお開きください。第2条（業務の予定量）としまして、令和4年度末排水戸数を1万6,020戸、年間総排水量を379万1,120立方メートル、一日平均排水量を1万387立方メートルと見込んでおります。また、

建設改良事業として4億5,802万4,000円を予定し、国庫補助対象事業として2億9,412万円を行う予定としております。第3条（収益的収入及び支出）の予定額としまして、まず収入では、第1款下水道事業収益10億1,921万5,000円を見込んでおります。主なものといたしましては営業収益6億8,829万8,000円、内訳として、下水道使用料6億8,394万4,000円が主なものでございます。営業外収益では3億3,085万9,000円、内訳を申し上げますと、他会計負担金1億円及び長期前受金戻入2億3,046万9,000円が主なものでございます。支出では、第1款下水道事業費用9億3,464万円を計上いたしております。主なものといたしましては営業費用の8億6,776万4,000円でございます。主な内訳でございますけれども、下水道施設の維持管理等に要する費用として、管渠費、処理場費で3億1,797万8,000円、また減価償却費として4億7,238万7,000円などを計上しております。営業外費用では6,557万6,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか特別損失、予備費を計上しております。第4条（資本的収入及び支出）の予定額としまして、収入では第1款資本的収入3億7,963万6,000円を見込んでおります。これは建設改良費への充充分として、企業債2億5,300万、国庫補助金1億2,540万、受益者負担金46万円、その他資本収入77万6,000円でございます。支出では、第1款資本的支出6億4,550万9,000円を計上しております。主なところは、下水道管路施設の新設、更新、及び長与浄化センターの耐震対策に係る実施設計業務などの設計改良費4億5,835万4,000円及び企業債償還金1億8,615万5,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,587万3,000円でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,073万円、過年度分損益勘定留保資金2億3,514万3,000円で補填をする予定でございます。第5条（債務負担行為）につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して、令和5年度から令和9年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額として債務負担を行う予定としております。2ページをお開きください。第6条（企業債）につきましては、建設改良費に充てる目的で2億5,300万円の起債を予定しております。第7条（一時借入金）につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において、予算の流用を可能とすることを願います。第9条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）につきましては、職員給与費5,427万8,000円及び交際費6万円を予定しておるところでございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに、予算に関する説明書を添付

しておりますので、御参照をお願いしたいと思っております。

以上が議案第17号から第24号までの提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第32、議案第25号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第25号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてお願いしております宮崎安枝氏の2期目の任期が、令和4年5月7日をもって任期満了となります。つきましては、宮崎氏の後任として北島宏昌氏の選任をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により御提案申し上げる次第でございます。北島氏は不動産鑑定士の資格を有し、町内の状況も把握しておられ、固定資産評価の実態にも精通されている方で、固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をいたしておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 11時53分）